



高校生等奨学給付金制度

～奨学のための給付金～

非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援します！
※返済は不要です！！

●対象者

次のすべての要件を満たすこと。

- ①居住地・・・保護者等が長野県に住んでいること。
(県外在住の場合は、在住の都道府県へ申請)
- ②収入基準・・・生活保護(生業扶助)受給世帯 または
道府県民税所得割額・市町村民税所得割額
非課税世帯 であること。
- ③基準日(7/1)に在学していること。

- 申請していただく時期(7月頃)になりましたら、改めて入学した高等学校からご案内いたします。

- 申請がなければ受給することはできません。

●給付額

課程や扶養されている子供の人数等によって給付額は異なります。

世帯区分		全日制定時制	通信制
生活保護世帯 (生業扶助)		32,300円	
非課税世帯	第一子	82,700円	36,500円
	第二子以降	129,700円	



詳しくはこちら → <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/koko/gakko/gakko/hi-kyuhukin.html>

問合せ先

長野県茅野高等学校事務室 〒391-8511 茅野市宮川11395

TEL:0266-72-3175 FAX:0266-73-3899 E-mail:chino-hs@pref.nagano.lg.jp